

海外
論文 &
レポート

国際労働機関 (ILO) および国際協同組合 同盟 (ICA) の相互理解に関する覚書

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN
THE INTERNATIONAL LABOUR ORGANIZATION (ILO)
AND THE INTERNATIONAL COOPERATIVE ALLIANCE
(ICA) 仮訳 菅野正純 (日本労協連)

早くも1919年に、ICAをILO理事会および国際労働総会における諮問機関の地位を有する国際機関の名簿にICAを包含することによって、ILOとICAの間に正式な関係が発足したことに鑑み、またILOの初代事務局長アルベルト・トマ氏が協同組合運動の出身者であり、1920年代にICA理事会においても務めたことを念頭において、

協同組合を振興することを目的にILO協同組合部 (Branch) を創設したことをもって、専門的な協力と協働がILOとICAの間で1920年に発足したことに鑑み、

ICAが、1966年のILO127号勧告(「発展途上諸国の経済社会開発における協同組合の役割」)、ならびに2002年の193号勧告(「協同組合の振興」)におけるその改定の、採択と実施のために、ILOおよびその構成員と共に活動してきたことに鑑み、

ICAが、協同組合運動を支援する各国および国際の諸機関との協力を振興することを目指していることに鑑み、

過去の経験に照らして、両者の関係のためにより詳しい規則、ならびに本覚書に添付された専門的協力のための枠組みを定めること

が、ILOとICAの利益となることに鑑み、

ILOとICAは、以下のように合意する

第1条

相互理解に関する覚書の目的

相互理解に関する本覚書は、定期的な協議と情報交換、ならびにILOとICAの目的と原則に合致する、共通の利益に関わる分野における努力、とりわけ『協同組合の振興に関する勧告』(2002年第193号)の促進と実施、貧困との闘いおよびまともな(ディーセントな)就労の創出に関する活動の調整を通じて、協同組合の振興強化の領域におけるILOとICAの現在の協力関係を発展させることを目的とする。

第2条

提携の強化

ICAとの関係に関するILO憲章の諸原則を踏まえて、現在の提携を強化するために、共同の計画およびプロジェクトを開発実施し、協同組合を世界的に振興する。

第3条

情報および経験の交流

ILOとICAは、協同組合の開發に関する情報、刊行物ならびに文書の交換のための取り決めを行う。この趣旨において、両者は他方に対して、該当する刊行物および文書の目録を定期的に送付し、他方がそれらの刊行物および文書のコピーを請求できるようにする。

現在の慣行に従い、それぞれ一方は他方に対し、他方の利益となりうる会合について通知する。

第4条 協力と協議

ILOとICAは、それぞれの憲章的文書に謳われた目的を効果的に達成することを目指して、相互の密接な協力関係において行動し、共通の利益となる事柄に関して、定期的に協議する。とりわけ、いずれか一方の活動が効果的な調整の確保を必要とし誤りの繰り返しを避けることが求められる場合はいつでも、一方は他方に、その活動を発展させる実行計画について、初期の段階で通知する。

第5条 個別の協力領域

ILOとICAは、本覚書に添付したような、個別の協力を必要とする領域を定め、それぞれの組織の当面する優先事項に応える、「協同組合共通アジェンダ」を作成する。これらの事項には、国際連合の「ミレニアム開発目標」の達成に効果的に貢献する活動、とりわけ2015年までの貧困の半減に関する活動が含まれる。

第6条

実務上の取り決め

ILO事務局長とICA事務局長は、相互理解に関する本覚書の規定を実施するために、適切な実務上の取り決めを行うことができる。

第7条 発効

相互理解に関する本覚書は、署名の日に発効する。

第8条 継続期間ならびに終了

相互理解に関する本覚書は、相互の合意、ないしは一方が他方に対し6ヵ月以前に文書で終了を通知するまで、効力を維持する。

第9条 改正

相互理解に関する本覚書は、ILOとICAの相互の文書合意によって改正することができる。

双方は、2004年2月10日、ジュネーブにおいて、二つの原本に正式に署名した。

国際労働機関を代表して
ファン・ソマビア事務局長

国際協同組合同盟を代表して
イヴァノ・バルベリーニ会長